

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

安心・安全で活力のあるまちづくり計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

南牟婁郡紀宝町、南牟婁郡鵜殿村、三重県

3. 地域再生計画の区域

三重県南牟婁郡紀宝町及び鵜殿村の全域

4. 地域再生計画の目標

紀宝町、鵜殿村は、紀伊半島の南部、三重県の最南端に位置し、東を熊野灘、西を紀伊山地、南を熊野川に囲まれ、海岸に面した丘陵地にはミカン畑の広がる風光明媚な地域であり、アカウミガメが産卵にくることで有名な井田海岸をはじめとする熊野灘沿岸部は、吉野熊野国立公園に指定されている。

また、当地域には古来より伊勢神宮と熊野三山を結ぶ「熊野古道」が存し、平成16年に「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に登録されたところである。

産業としては、鵜殿村に紙パルプ工場が立地するとともに、温暖多雨な気候を利用した水稻やみかんの栽培、紀伊山地の豊かな森林資源を活かした製材業や特用林産物の加工などの農林業が主要な産業となっている。

なお、両町村は平成18年1月に合併を予定している。

当地域においても、過疎化・高齢化が進行し、後継者不足による耕作放棄地や未整備森林の増加による国土保全機能や水源かん養機能の低下がみうけられる。

これらの機能低下に伴い山地災害が増加する一方で、台風や大雨等の異常出水時には町道や県道の一部が浸水し、孤立集落が発生するなどしている。

また、高齢化の急速な進展は、地域がはぐくんできた熊野川流域の豊かな自然を背景とした文化や伝統の担い手までも不足させ、地域交流の減少による地域活力の低下をきたしている。

このため、道整備交付金を活用し、町村道と林道を一体的に整備することにより、森林の適正管理の推進と生活道路のネットワークの強化を図り、災害に強い安全・安心なまちづくりを進めるとともに、まちづくり交付金の活用も視野に入れながら、温浴施設・診療所を含む交流拠点施設を整備することで、住民の交流と健康づくりを促進し、地域の担い手を育成することで、再び活力あ

るまちづくりを推進する。

なお、当該生活道路のネットワーク強化は、熊野詣での面影を残す史跡や自然に対するアクセス改善に資するものであり、観光客の増加も期待されるところである。

- (目標1) 道路整備による拠点施設へのアクセス改善
(拠点施設へ30分以内にアクセスできる人口カバー率
70% 90%)
- (目標2) 災害時の迂回路となる道路整備
(防災拠点へのアクセスカバー人口 0人 700人)
- (目標3) 産業の振興と地域環境の改善
(要間伐森林面積 45haの解消)
- (目標4) 域内の観光拠点(熊野古道など)へ観光客の入込促進
(観光客115千人の50%増加)

5. 目標を達成するために行う事業

(5-1) 全体の概要

「林道北桧杖浅里線」を整備することにより、森林へのアクセス機能を向上させ林業の効率化を図るとともに、災害時に孤立する集落から救援・救護活動の拠点となる町役場への迂回路の確保を図る。また、「町道相野口永田線」の拡幅及び歩道の整備により、域内の交通の円滑化及び歩行者の安全確保を図るとともに、災害時の避難路の確保を図る。これに加え域内の生活道路網の改修を行うことより、産業・生活道路のネットワーク強化及び利便性の向上、熊野古道へのアクセス網の整備を図る。

支援措置に係る必要な手続き

すべての町村道は、町村道の認定を受け、町村の認定路線となっている。
すべての林道は、地域森林計画に記載されている。

(5-2) 法第4章の特別の措置を適用して行う事業 道整備交付金を活用する事業

[施設の種類(事業区域) 実施主体]

- ・町村道(紀宝町、鵜殿村) 紀宝町、鵜殿村
- ・林道(紀宝町) 紀宝町

[事業期間]

- ・町村道(平成17~21年度)、林道(平成18~21年度)

[整備量及び事業費]

- ・町村道 23.3 km、林道 10.6 km
- ・総事業費 15億3千6百万円
 - 町村道 12億9千4百万円（内交付金6億4千7百万円）
 - 林道 2億4千2百万円（内交付金1億2千1百万円）

(5 - 3) その他の事業

当事業以外にも「まちづくり交付金事業」等で路網の整備を行うことにより、ネットワークの強化及び利便性の向上を図るとともに、温浴施設、診療所を含む交流拠点施設を整備し、地域内の交流や世代間の交流を活発化させるとともに、健康づくりを促進し、生活の質の向上に努める。

6 . 計画期間

平成17年度～21年度

7 . 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については計画終了後、整備効果について地域住民から意見を求め、地元代表者を中心とした委員会を設立し、目標達成状況や今後の改善事項の検証を行う。

なお、これらの検証結果は公表するものとする。

8 . 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当無し